

久喜市教育委員会令和5年8月定例会

開催月日 令和5年8月22日（火曜日）
開催場所 鷲宮総合支所4階 404・405会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時19分

久喜市教育委員会令和5年8月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 議事
- 議案第48号 令和6年度から令和9年度使用久喜市立小学校教科用図書の採択【継続審議】について
- 議案第54号 久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 久喜市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第56号 久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第57号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
- 議案第58号 鷲宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会委員の委嘱について
- 第 4 教育長報告
- ア 令和5年度久喜市一般会計補正予算（第5号）（案）に係る意見聴取について
- イ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
- ウ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
- エ 令和5年度久喜市中学校地域クラブ活動実施要領について
- 第 5 その他
- 次回定例会について
- 配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告
- 会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、審議・検討等情報のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 斧 田 直 樹
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼生涯学習課長 小森谷 修
教育総務課長 甲 田 栄 二
学務課長 関 口 智 彰
学校給食課長 小 林 喜 則
文化財保護課長 堀 内 謙 一

教育総務課

係長 相 園 浩 一
担当主査 関 口 慎 吾
主任 宮 道 未 央

説明のための招致者

久喜市教科用図書選定委員会委員長 金 子 正
久喜市教科用図書選定委員会副委員長 富 山 司

傍聴者 6人

午後 1 時 3 0 分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆さん、こんにちは。市の幼稚園、小・中学校の夏季休業も残り僅かとなりました。8月28日月曜日が2学期の始業式となります。今年の夏は、例年にない暑さが続いておりますので、熱中症対策をしっかりとって2学期を迎えられるよう、昨日の校長会でも指示したところがございます。また、台風や豪雨災害の発生も懸念されますので、万一に備えての防災教育、災害対策についてもお願いをしたところがございます。それでは、早速であります、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和5年8月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りをいたします。

議案第57号及び58号、教育長報告イ及びウにつきましては、人事案件でありますことから、教育長報告アにつきましては審議・検討等情報でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号及び58号、教育長報告アからウにつきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査をお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和5年7月24日に開催いたしました令和5年7月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、議事に入ります。

初めに、7月の定例教育委員会で継続審議となりました議案第48号を議題といたします。

本日も、前回に引き続き久喜市教科用図書選定委員会委員2名の方にお越しいただいておりますので、入室を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、選定委員会委員2名の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時33分 休 憩

午後1時33分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第48号【継続審議】

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案書の1ページを御覧ください。議案第48号について、改めて提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第48号 令和6年度から令和9年度使用久喜市立小学校教科用図書の採択についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

令和6年度から令和9年度まで久喜市立小学校で使用する教科用図書について、別紙の候補一覧からの採択を求めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 採決を行う前に、改めて委員の皆さんよりご質問をお受けいたしましたと思います。

議案第48号について、質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 幾つか伺いたいと思いますが、その前に1点確認させてください。

今回の投票結果で最高得点となりました教科書は、いずれも今使用している教科書会社と同じようですが、まずそこを確認させてください。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） おっしゃるとおり、学校及び選定委員会の投票結果で最高得点だった会社は、今現在使っている使用教科書と同じ教科書会社となっております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、改めて何点か伺いたいと思います。現在埼玉県内では25の採択地区に分かれているようですが、まず久喜市が単独で採択地区を構成するようになった経過等を教えていただけたらと思います。

2つ目ですが、今回のこの投票結果は、先ほどおっしゃったとおり、実績のある教科書のほうが使い勝手がよいということで評価されての結果だと思います。そこで、今回の投票結果のうち、学校結果について採点に当たりどのような形で教員の先生方が携わったのか、学校の規模等により事情が異なると思いますが、具体的な採点方法などについてお伺いできたらと思います。

3つ目ですが、デジタル教科書についてなんですけれども、今回研究・調査報告書の総括の欄にも上下の分冊として重量負担に配慮しているという記述がありました。こういった指摘のとおり、教科書がまとまると相応の重量があります。GIGAスクール構想の中で、文部科学省におきましてもデジタル教科書は実証段階にあるものと認識しておりますが、GIGAスクールの先進自治体であります久喜市とすれば、他の自治体に先駆けてデジタル教科書を導入してはと思いますが、担当課のご意見を伺いたいと思います。

まず、以上3点お願いしたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 1番、2番については私のほうで、3番については今現在学校でデジタル教科書を使っている状況について、選定委員会委員長からお話をさせていただきます。

まず、単独になった経緯ということですが、以前は本市においても共同採択の方法をとっておりました。単独になることで、本市の学校の実態に合わせた教科書を採択できるというメリットがございます。市として調査をする、そして採択をするということで、多くの教員が関わって本市の実情に合わせて採択できるというメリットを生かしての単独採択になったと捉えております。

2点目、学校結果についての教員の携わり方でございます。教科書の調査というところで、各教員が各学校において教科の部会等を通じて、それぞれ教科書の調査を行っております。5点満点で点数をつけておりまして、その中で集計した点数ということで出させていただいている次第です。

3点目、デジタル教科書については選定委員会委員長がおりますので、そちらで回答さ

させていただきます。

- 教育長（柿沼光夫） 選定委員会委員長。
- 久喜市教科用図書選定委員会委員長（金子正） デジタル教科書についてでございますが、今年度につきましては、先行実施、試行実施ということで算数と外国語で使っております。利点としては自主的に学習を進められるということで、例えば英語ですと音声機能が充実しており、再生速度を変えることも可能です。また、子どもが学校でない場所でも繰り返し使って、個別に学習を進めることができるということで、利点があるかと存じます。来年度から本格的に使用が始まるということで、その教育内容にも指導法にも期待を寄せているところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 採択地区の関係ですけれども、久喜市のほうから単独で実施したいと求めたということですか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 久喜市の希望で進めていった経緯がございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。
それと、学校の結果のほうですけれども、これは基本的に全ての先生が関わっているというふうに理解してよろしいでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） そう捉えていただいて大丈夫です。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） それから、デジタル教科書の関係ですけれども、来年度から本格的にというお話がありましたが、そうしますと教科書はデジタル化されて、それによって重量負担が減っていくという考え方でよろしいでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 来年度の本格実施については、外国語、英語ということで5、6年生ということになりますが、まずは紙と併用という形になります。ランドセルが重いという課題については、家に持ち帰る教科書等も精査しながら学校で進めているところではありますけれども、今後そういった重さの課題に対しても、デジタル教科書を効果的に活用できるような授業を展開するように申し送りをしていきたいと思っております。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。ありがとうございます。
今回いろいろ教科書を見せていただいた中で、埼玉県教科書供給所の令和2年度から5年度の資料を見て気がついたのですが、地図と算数の2つの教科書については、県内25全ての採択地区において同じ会社の教科書が使用されておりました。このうち今回の地図の教科書について、候補2社の内容で気づいた3点を意見として申し上げたいと思いま

す。便宜上、現在使用している会社をA社、もう一社をB社としたいと思います。

まず、1点目ですが、A社につきましては、世界地図の中で「にっぽんこく」とルビと共に国の文字が付されているのに対し、B社については「にっぽん」という漢字のみでルビや国の文字が付されていませんでした。「にっぽん」「にほん」のいずれの読み方が適切かという問題ではなくて、読み方が付されていないと先生の中でも「にほん」と言ったり「にっぽん」と言ったりすることが考えられます。それにより児童が混乱することが予測されます。そういった混乱は少しでも避けるべきであると感じた点から、A社はより適切だと思いました。

2点目は、統計資料のうち、人口、面積についてA社が2021年の内容であるのに対し、B社は2020年と1年の違いがあり、この点からもA社はより適切と思いました。

3点目ですが、千葉県鴨川市内の寺院の名称について、A社が「せいちょうじ」と正しいルビが振ってあるのに対し、B社は「きよすみでら」と普通とは異なったルビが振ってありました。この点からもA社のほうがより適切ではないかと思いました。

以上3点と少ない例ではありますが、これらの理由からも今回の投票結果を尊重したいと思いました。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

議案第48号につきまして、本日採決をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第48号について採決をいたします。

本議案の採決に当たりましては、委員の皆さんと私の5人の投票により、採択する教科用図書を決定したいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、投票方法の具体的な内容につきまして事務局より説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票方法等についてご説明させていただきます。

初めに、投票の手順についてご説明いたします。投票は、1教科ごとに行います。投票用紙の交付、投票用紙への記入、投票箱への投票、開票作業、投票結果の発表を教科ごとに繰り返し行う形となります。

続きまして、投票の方法についてご説明いたします。投票は、1人1票で、無記名投票となります。投票用紙の交付を受けましたら、投票用紙に発行者名称を記入していただきます。なお、特別支援の教科につきましては、それぞれ1社のみですので、採択の場合は

丸、不採択の場合はバツを記入していただきます。

続きまして、開票作業についてご説明いたします。開票を行い、最も多くの票数を得た教科用図書が採択となりますが、同数となった場合は次のように取り扱うことといたします。まず、投票結果が全て1票ずつとなった場合は、教育長が再度投票し、教科用図書を決定するものといたします。次に、投票結果で2社が2票ずつ同数となった場合は、当該2社を対象に再度5人が投票し、最も多くの票数を得た教科用図書に決定することといたします。

投票方法等の具体的な内容につきましては以上でございます。

- 教育長（柿沼光夫）** ただいま事務局より投票方法等の具体的な説明がありました。教科用図書の決定に当たりましては、以上のような手順で実施させていただきたいと存じますが、説明の内容で教科用図書を決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより投票に入ります。

投票の進行につきましては、事務局をお願いしたいと存じます。

事務局の方、よろしくどうぞお願いいたします。

- 教育総務課長（甲田栄二）** それでは、ただいまより投票を実施いたします。

投票前に、投票箱の中の確認をお願いいたします。

〔投票箱の確認〕

- 教育総務課長（甲田栄二）** それでは、初めに国語（国語）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

- 教育総務課長（甲田栄二）** 投票用紙に発行者名称をご記入ください。

〔投票用紙への記入〕

- 教育総務課長（甲田栄二）** 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

- 教育総務課長（甲田栄二）** それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

- 教育総務課長（甲田栄二）** ただいまより国語（国語）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 教育総務課長（甲田栄二）** ただいまより国語（国語）の投票結果を発表いたします。

柿沼教育長、お願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫）** それでは、国語（国語）の投票結果を発表いたします。

発行者番号 38、発行者名、光村図書出版、5票でございます。

投票結果は以上でございます。

よって、国語（国語）につきましては、発行者番号 38 番、発行者名、光村図書出版の教科用図書を採用することに決定いたしました。

○教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

続きまして、国語（書写）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称をご記入ください。

〔投票用紙への記入〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより国語（書写）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより国語（書写）の投票結果を発表いたします。

教育長、お願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） それでは、国語（書写）の投票結果を発表いたします。

発行者番号 38 番、発行者、光村図書出版、5 票でございます。

投票結果は以上でございます。

よって、国語（書写）につきましては、発行者番号 38 番、発行者名称、光村図書出版の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

続きまして、社会（社会）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称をご記入ください。

〔投票用紙への記入〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより社会（社会）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより社会（社会）の投票結果を発表いたします。

教育長、お願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） それでは、社会（社会）の投票結果を発表いたします。

発行者番号2番、発行者、東京書籍、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、社会（社会）につきましては、発行者番号2番、発行者名、東京書籍の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

続きまして、社会（地図）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称をご記入ください。

〔投票用紙への記入〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより社会（地図）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより社会（地図）の投票結果を発表いたします。

教育長、お願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） それでは、社会（地図）の投票結果を発表いたします。

発行者番号46番、発行者、帝国書院、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、社会（地図）につきましては、発行者番号46番、発行者名、帝国書院の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

続きまして、算数の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称のご記入をお願いいたします。

〔投票用紙への記入〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

[投票箱への投票]

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより算数の開票作業を行います。

[開票作業]

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより算数の投票結果を発表いたします。

教育長、お願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） それでは、算数の投票結果を発表いたします。

発行者番号2番、発行者、東京書籍、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、算数につきましては、発行者番号2番、発行者名称、東京書籍の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

続きまして、理科の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

[投票用紙の交付]

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称をご記入ください。

[投票用紙への記入]

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

[投票箱への投票]

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより理科の開票作業を行います。

[開票作業]

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより理科の投票結果を発表いたします。

教育長、お願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） それでは、理科の投票結果を発表いたします。

発行者番号11番、発行者名、学校図書、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、理科につきましては、発行者番号11番、発行者名、学校図書の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

続きまして、生活の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

[投票用紙の交付]

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称をご記入ください。

[投票用紙への記入]

- 教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。
〔「はい」と言う人あり〕
- 教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。
〔投票箱への投票〕
- 教育総務課長（甲田栄二） ただいまより生活の開票作業を行います。
〔開票作業〕
- 教育総務課長（甲田栄二） ただいまより生活の投票結果を発表いたします。
教育長、お願いいたします。
- 教育長（柿沼光夫） それでは、生活の投票結果を発表いたします。
発行者番号 11 番、発行者名称、学校図書、5 票。
投票結果は以上でございます。
よって、生活につきましては、発行者番号 11 番、発行者名称、学校図書の教科用図書を採択することに決定いたしました。
- 教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。
続きまして、音楽の投票を行います。
投票用紙の交付をいたします。
〔投票用紙の交付〕
- 教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称をご記入ください。
〔投票用紙への記入〕
- 教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。
〔「はい」と言う人あり〕
- 教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。
〔投票箱への投票〕
- 教育総務課長（甲田栄二） ただいまより音楽の開票作業を行います。
〔開票作業〕
- 教育総務課長（甲田栄二） ただいまより音楽の投票結果を発表いたします。
教育長、お願いいたします。
- 教育長（柿沼光夫） それでは、音楽の投票結果を発表いたします。
発行者番号 27 番、発行者名称、教育芸術社、5 票。
投票結果は以上でございます。
よって、音楽につきましては、発行者番号 27 番、発行者名称、教育芸術社の教科用図書を採択することに決定いたしました。
- 教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。
続きまして、図画工作の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称のご記入をお願いいたします。

〔投票用紙への記入〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより図画工作の開票作業を行います。

〔開票作業〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより図画工作の投票結果を発表いたします。

教育長、よろしくをお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） それでは、図画工作の投票結果を発表いたします。

発行者番号9番、発行者名称、開隆堂出版、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、図画工作につきましては、発行者番号9番、発行者名称、開隆堂出版の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

続きまして、家庭の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称をご記入ください。

〔投票用紙への記入〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより家庭の開票作業を行います。

〔開票作業〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより家庭の投票結果を発表いたします。

教育長、お願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） それでは、家庭の投票結果を発表いたします。

発行者番号9番、発行者名称、開隆堂出版、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、家庭につきましては、発行者番号 9 番、発行者名称、開隆堂出版の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

続きまして、体育（保健）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称のご記入をお願いいたします。

〔投票用紙への記入〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより体育（保健）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより体育（保健）の投票結果を発表いたします。

教育長、お願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） それでは、体育（保健）の投票結果を発表いたします。

発行者番号 224 番、発行者名、Gakken、5 票。

投票結果は以上でございます。

よって、体育（保健）につきましては、発行者番号 224 番、発行者名称、Gakken の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

続きまして、外国語（英語）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称のご記入をお願いいたします。

〔投票用紙への記入〕

○教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより外国語（英語）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

○教育総務課長（甲田栄二） ただいまより外国語（英語）の投票結果を発表いたします。

教育長、お願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） それでは、外国語（英語）の投票結果を発表いたします。

発行者番号2番、発行者名、東京書籍、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、外国語（英語）につきましては、発行者番号2番、発行者名称、東京書籍の教科用図書を採択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

続きまして、特別の教科（道徳）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

- 教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙に発行者名称のご記入をお願いいたします。

〔投票用紙への記入〕

- 教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

- 教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

- 教育総務課長（甲田栄二） ただいまより特別の教科（道徳）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 教育総務課長（甲田栄二） ただいまより特別の教科（道徳）の投票結果を発表いたします。

教育長、お願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） それでは、特別の教科（道徳）の投票結果を発表いたします。

発行者番号224番、発行者名称、Gakken、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、特別の教科（道徳）につきましては、発行者番号224番、発行者名称、Gakkenの教科用図書を採択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

続きまして、こくご（特別支援）、さんすう（特別支援）、せいかつ（特別支援）、おんがく（特別支援）、4教科の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

- 教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙には教科名と発行者番号、発行者名称が記載されておりますので、記載欄に丸またはバツをご記入ください。

〔投票用紙への記入〕

- 教育総務課長（甲田栄二） 投票用紙へのご記入はお済みでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

- 教育総務課長（甲田栄二） それでは、投票箱を持って伺いますので、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

- 教育総務課長（甲田栄二） ただいまよりこくご（特別支援）、さんすう（特別支援）、せいかつ（特別支援）、おんがく（特別支援）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 教育総務課長（甲田栄二） ただいまよりこくご（特別支援）、さんすう（特別支援）、せいかつ（特別支援）、おんがく（特別支援）の投票結果を発表いたします。

教育長、お願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） それでは、こくご（特別支援）、さんすう（特別支援）、せいかつ（特別支援）、おんがく（特別支援）の投票結果を発表いたします。

初めに、こくご、発行者番号2番、発行者名称、東京書籍、丸5票。

次に、さんすう、発行者番号17番、発行者名称、教育出版、丸5票。

次に、せいかつ、発行者番号2番、発行者名称、東京書籍、丸5票。

次に、おんがく、発行者番号2番、発行者名称、東京書籍、丸5票。

投票結果は以上でございます。

よって、特別支援につきましては、こくご、発行者番号2番、発行者名称、東京書籍、さんすう、発行者番号17番、発行者名称、教育出版、せいかつ、発行者番号2番、発行者名称、東京書籍、おんがく、発行者番号2番、発行者名称、東京書籍の教科用図書を採択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（甲田栄二） ありがとうございます。

以上をもちまして投票を終了いたします。

柿沼教育長、引き続き議事の進行をお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） 委員の皆さん、投票にご協力いただきまして、ありがとうございます。

金子委員長、富山副委員長におかれましては、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

ここで退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時27分 休 憩

午後2時27分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第54号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第54号を上程し、これを議題といたします。

議案書の5ページを御覧ください。議案第54号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

- 教育部長（野原隆）** 議案第54号 久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正する条例についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫）** 生涯学習課長。
○**参事兼生涯学習課長（小森谷修）** 生涯学習課でございます。議案第54号 久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページを御覧ください。本議案につきましては、平成4年3月に建築されました久喜市内下集会所を廃止するとともに、当該集会所事業につきまして同じ教育集会所であります野久喜集会所への集約化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、第1条、久喜市教育集会所条例の一部改正でございます。参考資料3ページの新旧対照表を併せて御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、本条例第2条の表のうち、久喜市内下集会所の項を削除するものでございます。

次に、第2条、久喜市教育集会所運営委員会条例の一部改正でございます。参考資料4ページの新旧対照表を併せて御覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては、野久喜集会所運営委員会を教育集会所運営委員会に改め、久喜市内下集会所運営委員会を削るほか、委員の委嘱区分で表現を見直すとともに、委員定数を17名以内とするものでございます。

続きまして、附則でございます。初めに、第1項、施行期日でございます。久喜市教育集会所条例の一部改正につきましては、令和6年1月1日から、久喜市教育集会所運営委員会条例及び附則第2項、久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項、久喜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。参考資料5ページの新旧対照表を併せて御覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては、久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正する条例第2条と同様に、野久喜集会所運営委員会を教育集会所運営委員会に改め、内下集会所運営委員会の項を削除するものでございます。

以上が議案第54号 久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一

部を改正する条例の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 54 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、2点ほどお伺いいたします。

野久喜集会所は、老朽化が進んでいると思いますが、今後の改修の予定はあるのでしょうか。個別施設計画での扱いについても併せてお伺いいたします。

もう一点ですが、運営委員会の定数は、改正前の野久喜集会所が 13 人以内、内下集会所が 15 人と併せて 28 人以内であったのが、今回 17 人以内となっています。委員の内訳がどのように変わるのか、お伺いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 委員のおっしゃるとおり、野久喜集会所の老朽化につきましては、昭和 50 年 3 月に開設となってございまして、内下集会所よりも古い施設ということになります。個別施設計画のお話もございましたけれども、個別施設計画の委員の案の中では、令和 8 年から 9 年にかけて野久喜集会所の更新という計画が示されております。こちらに合わせまして、内下集会所の除却を進めますとともに、野久喜集会所の更新に向けた計画を策定してまいりたいというように考えております。

それから、運営委員会の委員さんの定数でございますけれども、もともとの人数から、かなり人数を減らしてございまして、想定といたしましては、野久喜集会所のほうは 8 名、内下集会所のほうも 8 名、内訳につきましては地域の小・中学校校長をはじめ区長、それから地域の代表の方を含めまして 8 名ずつで構成をし、社会教育委員 1 名を加えまして合計 17 名という形で今想定をしているところでございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） いかがでしょうか。よろしいですか。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号 久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正する条例については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 55 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 55 号を上程し、これを議題といたします。

議案第 55 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆） 議案第 55 号 久喜市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（小森谷修） 続きまして、議案第 55 号 久喜市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書 7 ページ、8 ページを御覧いただくとともに、参考資料の 6 ページから 8 ページの新旧対照表を併せて御覧いただければと思います。本議案につきましては、先ほどご審議いただきました議案第 54 号の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

第 3 条第 1 項及び第 2 項で定める申請書等の様式の名称及び内容を改めるものであり、内下集会所の廃止に伴い不要となる項目等の削除や文言を見直したものでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） 議案第 55 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号 久喜市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 56 号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 56 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 12 ページを御覧ください。議案第 56 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆） 議案第 56 号 久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（甲田栄二） それでは、議案第 56 号の久喜市教育委員会事務局組織規則

の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書の13ページ及び議案参考資料9ページを御覧ください。このたびの改正は、先ほど議案第54号でご議決いただきました内下集会所の廃止に伴い、必要な改正を行うものでございます。

内容といたしましては、第3条第2項で規定しております各課が所管する施設について、生涯学習課が所管する施設から内下集会所を削除するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第56号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第57号及び58号、教育長報告アからウにつきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。傍聴人の皆さんは一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後2時37分 休 憩

午後2時38分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第57号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第57号を上程し、これを議題といたします。

議案書の14ページを御覧ください。議案第57号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第58号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第58号を上程し、これを議題といたします。

議案書の16ページを御覧ください。議案第58号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

日程第4、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからエの4件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、令和5年度久喜市一般会計補正予算（第5号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（甲田栄二） それでは、教育長報告ア、令和5年度久喜市一般会計補正予算（第5号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算（案）につきましては、久喜市議会令和5年9月定例会議に提案されるものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして8月9日付で、梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算（案）につきましてご説明させていただきます。お配りしております別冊資料の令和5年度久喜市一般会計補正予算（第5号）を御覧ください。

初めに、今回の補正予算のうち、補正予算書（案）の52、53ページの職員給与費及び会計年度任用職員給与費の補正についてでございますが、職員給与費につきましては4月の人事異動に伴う調整等によるもの、また会計年度任用職員給与費につきましては、4月以降の採用者がおおむね確定したことに伴いまして、人事課において実際の職員配置に合わせて再度見積りをした結果を反映したものでございまして、給料、報酬、職員手当、共済費等に増額もしくは減額の補正が生じるものでございます。こちらにつきましては、個別の説明は省略をさせていただきます。

それでは、補正予算（案）の内容につきまして、各担当課長よりご説明申し上げます。

初めに、教育総務課が所管する補正予算（案）でございます。

補正予算（案）の54、55ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、事業名2、小学校維持管理事業506万4,000円の増額でございます。内訳でございますが、初めに12節委託料377万7,000円の増額でございます。内容といたしましては、久喜北小学校のプール改修工事をはじめ御覧の小学校の工事に係る設計業務委託を行うための費用でございます。

次に、14節工事請負費128万7,000円の増額でございます。内容といたしましては、栗橋西小学校のふるさとルームの空調設備工事を行うための費用でございます。

次に、56、57ページをお開きください。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、事業名2、中学校維持管理事業637万6,000円の増額でございます。内訳でございますが、12節委託料637万6,000円の増額でございます。内容といたしましては、久喜中学校の屋上防水等改修工事をはじめ御覧の中学校の工事に係る設計業務委託を行うための費用でございます。

以上が教育総務課が所管する補正予算（案）の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、教育長報告アのうち、学務課の所管部分につきましてご説明をいたします。

別冊資料補正予算（案）の56ページ、57ページをお開きいただきたいと存じます。10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費の事業番号3、中学校要・準要保護生徒就学援助事業35万8,000円の増でございます。こちらは、要保護・準要保護のうち要保護の生徒につきまして、当初予算編成時の想定よりも対象者が多くなりましたことから、扶助費について補正をするものでございます。

次に、58ページ、59ページをお開きいただきたいと存じます。上のほうになります。4項幼稚園費、1目幼稚園費、事業番号4、幼稚園管理事業672万1,000円の増でございます。こちらは当初予算におきまして概算により見込んでおりました中央幼稚園屋上防水改修工事につきまして、設計業務を実施いたしまして、より詳細な工事費を算出いたしましたことから、当初予算との差額分について補正をするものでございます。

学務課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 教育長報告アのうち、指導課所管についてご説明します。

予算書12ページを御覧ください。歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金のうち、5、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）、補正額5万3,000円増でございます。学校における看護支援員配置に係る経費に対する補助金で、補助率の3分の1です。補助金の交付決定通知があったため、金額を訂正するものです。

次に、6、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金、補正額546万1,000円増でございます。GIGAスクール運営に係る効果的・効率的な支援体制の構築に関する補助金で、補助率2分の1です。

次に、2節中学校費補助金のうち、4、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）、補正額2万6,000円増でございます。学校における看護支援員配置に係る経費に関する補助金です。補助金の交付決定があったため、金額を訂正するものです。

次に、5、部活動地域移行補助金、補正額64万4,000円の減、費目の振り替えにより金額の訂正を行うものです。

6、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金、補正額267万6,000円増でございます。GIGAスクール運営に係る効果的・効率的な支援体制の構築に関する補助金で、補助率2分の1です。

続きまして、14ページを御覧ください。15款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、1節教育総務費補助金のうち、3、中学生学力アップ教室事業補助金、補正額54

万 6,000 円減額でございます。県の補助金の額が確定したことによる減額です。

4、中学校部活動指導員配置事業補助金、補正額 24 万 9,000 円減でございます。県の補助金の額が確定したことによる減額です。

5、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金、補正額 175 万円の減でございます。県の補助金の額が確定したことによる減額です。

6、部活動地域移行補助金、補正額 64 万 4,000 円の増額でございます。費目の振り替えにより金額を訂正したことによるものでございます。

続きまして、15 款県支出金、3 項委託金、5 目教育費委託金、1 節教育総務費委託金のうち、1、授業時数の弾力化に係るモデル校事業委託金、補正額 10 万円の増額でございます。教科横断的な視点に立った探究的な学習活動の充実等を図るための委託金です。

それでは、歳出でございます。予算書 54 ページを御覧ください。3 目教育指導費、1、教育指導事業、補正額 1 万 8,000 円の増、中学生社会体験チャレンジ事業に係る傷害保険料の改定によるものです。

続きまして、5、教育支援センター事業、財源内訳の変更がありまして、2 万円は国の補助金を充当するものです。

続きまして、6、特別支援教育事業、補正額 2,000 円の増、全日本特別支援教育研究連盟負担金の対象学級数が当初の見込みよりも増額したためです。

続きまして、9、教職員研修事業、補正額 10 万円の増、教科横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習活動の充実等を図るために要する経費に関する県の委託金の対象となったものです。

13、中学生学力アップ教育推進事業、補正額 82 万減額です。県の補助金の額の決定に伴う減額です。

16、G I G A スクール L a b 事業、既存事業が補助対象となったため、補助金を充当するものです。

17、共同オンライン分教室事業、既存事業が補助対象となったため、補助金を充当するものです。

18、部活動地域移行推進事業、財源を国庫支出金から県支出金に変更するものです。

同じく 54 ページ、10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、3、情報教育機器維持管理事業、補正額 1,288 万 1,000 円の増です。小学校の学習者端末を修理するための経費として 1,111 万 9,000 円の増、小学校教室の増加に対応し、ネットワーク配線敷設経費として 66 万円の増、小学校の教室増加に対応し、大型提示装置リース代 68 万 9,000 円の増、小学校教室増加に対応し、アクセスポイント購入費 41 万 3,000 円の増を計上するものです。また、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 500 万を充当するものです。

続きまして、56 ページ、10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費、3、情報教育機器維持管理事業、補正額 547 万 5,000 円の増額です。中学校の学習者端末を修理する

ための経費として 437 万 4,000 円の増、中学校の教室増加に対応し、ネットワーク配線敷設経費として 52 万 8,000 円の増、中学校教室増加に対応し、大型提示装置リース代 24 万 3,000 円の増、中学校の教室増加に対応し、アクセスポイント購入費 33 万の増を計上するものです。また、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 24 万 2,000 円を充当するものです。

指導課からは以上です。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 続きまして、生涯学習課所管分でございます。

補正予算書 60 ページ、61 ページをお願いいたします。10 款教育費、5 項社会教育費、4 目人権教育費の事業番号 4、内下集会所解体事業 124 万 3,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、令和 5 年度当初予算におきまして内下集会所解体工事に伴う近接家屋 3 棟分の家屋事前調査業務委託料を積算、計上させていただいたところでございますが、その後隣接地に新たに家屋が 1 棟建設されたことにより、その調査費用の追加が必要となったこと、また積算時における人件費単価や積算基準の数量等が変更となったことによる増額となっております。

生涯学習課は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、2 点ほど伺います。

まず 1 点目ですが、小・中学校費のうち 1 目学校管理費、3 節の情報教育機器維持管理事業の小・中学校のそれぞれに、需用費の修繕料として小学校が 1,111 万 9,000 円、中学校が 437 万 4,000 円計上されております。これはタブレット端末、クロームブックの修繕料だと思いますが、何台分の修繕を予定されているのでしょうか。また、今年度から導入しました個人負担での保険での修繕の実績はどの程度あるのか、併せて伺います。

2 点目ですが、最初のほうで小・中学校維持管理事業のうち、小学校 1 校、中学校 2 校で空調設備等設置工事設計業務委託料が計上されております。この内容について伺います。また、小・中学校に設置した空調設備の更新時期が近づいているのではないかと思います。今後の整備計画について併せて伺います。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 学習者用端末の修繕の内訳ですけれども、今年度小学校のほうで 361 台分、単価として 3 万 8,000 円の 361 台分ということで出しております。また、中学校分については 142 台分ということで今現在出しているところでございます。また、保険の割合というところでございますが、令和 5 年度の内訳がまだ出ていないところではございますので、数字的などお示しできないところではございますが、幾つかの学校で P T A の保険に入ったということで、その対応が見られているということは現実としてあります。

- 教育長（柿沼光夫） 個人負担の台数は把握していないのですか。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 該当はありますが、基本的には過失があつて家庭で壊したというところが限定になりますので、数が飛び抜けて多いわけではございません。台数については、全ては把握ができていないところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 家庭負担の部分のデータになりますので、改めてまた調査したいと思ひます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

- 教育総務課長（甲田栄二） ご質問の小学校、中学校の空調設備の設計業務委託料の件でございますが、こちらは今年の5月1日現在の児童生徒の増減見込みを基に、来年度のクラスの増減について指導課のほうから情報をいただきまして、エアコンの設置が必要な学校について精査したところ、この学校が必要だということで今回計上させていただきました。この後、設計をいたしまして、予算要求して工事を実施するということになると思うのですが、なるべく来年の夏季、暑くなる前までには稼働させたいということで、準備を進めているところでございます。

それから、エアコンの更新時期についてでございますが、年次計画を立てて入れ替えていくという計画は今ではございませんが、学校からのご要望等に応じる形で修繕等を実施しております。ただ、委員がおっしゃるとおり、かなり昔から設置してあるものは型が古く、部品も手に入らないというものも出てきていますので、それについては適宜予算要求措置して対応してまいりたいというふうに考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） 特に冷房機器については、壊れてからですと、大変だと思いますので、なるべく計画的な整備をお願いしたいと思ひます。

○教育長（柿沼光夫） ご意見ということでよろしいでしょうか。

○委員（渋谷克美） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） それでは、ウ、久喜市教育委員会事務局職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

〔非公開案件につき省略〕

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 6 分 休 憩

午後 3 時 0 6 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、エ、令和 5 年度久喜市中学校地域クラブ活動実施要領についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 報告エ、令和 5 年度久喜市中学校地域クラブ活動実施要領についてご説明申し上げます。

2 ページを御覧ください。この要領は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業における実証事業に基づき、休日における部活動を段階的に地域クラブ活動へ移行するのに必要な事項を定め、市内に地域クラブ活動の指導者を配置し、中学生が地域クラブ活動に参加することにより、スポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することを目的としています。部活動地域移行補助金を活用して実施していくための概要等を定めたものです。

2、概要、期間、活動時間にありますとおり、モデルケースとして、一部の中学校、一部の競技等で実施すること、競技等及び活動場所は、教育委員会事務局と該当学校の打ち合わせで定めること、補助金を活用することから、実施期間を令和 5 年 10 月から令和 6 年 2 月までとすること、地域クラブ活動は、原則土曜日、日曜日または祝日とし、活動時間は部活動がある場合における活動時間によることとしております。

3、児童の参加に係る手続についてですが、任意参加になりますことから、参加を希望する生徒の保護者が在籍する学校に参加願を提出するものとします。3 ページ上段にありますとおり、地域クラブ活動は学校管理下外の活動となるため、参加する生徒は保険に加入することとします。保険に係る費用は市で負担いたします。

4、指導者の登録、任期等についてですが、指導する競技等に対して専門的な指導が可

能な方に、久喜市中学校地域クラブ活動指導者登録申込書を提出してもらい、教育委員会で選定、委嘱を行います。指導者の任期は、補助金を活用することから、令和6年2月までとします。1時間当たり1,600円といたしましたのは、実証事業の規定の上限を参考といたしました。指導者の保険加入についても、市で負担いたします。

5、地域クラブ活動における指導者の留意点、6、地域クラブ活動における参加児童生徒の留意点において、適切な活動内容となるよう定めたものです。

今後この要領に基づき実施可能な競技の選定や指導者の登録、参加生徒の希望聴取を進めてまいります。

説明は以上です。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、6点ほど伺います。

1点目は、この実証事業ですが、埼玉県では久喜市をはじめ6つの市が参加しているようですけれども、久喜市の場合、市長部局のスポーツ振興課との連携はどのようになっているのでしょうか。

2点目は、指導者は希望者の中から選考、委嘱するとありますが、申込書には志望動機ですとか、そういった欄がありません。面接を行う予定なのかどうか、それを伺います。

3点目ですが、指導者の謝礼は1時間当たり1,600円で、通勤手当も含むとありますが、この5にあります指導者の留意点を見る限り、負担や責任はかなり大きく、1,600円では安過ぎるのではないかと思います。金額の根拠をもう一度教えてください。また、指導者には学校等との事前打ち合わせも行われているようですけれども、この事前打ち合わせを行った場合は、謝礼の対象時間となるのでしょうか。

4点目ですが、この要綱の中では、一部の中学校、一部の競技とありますが、具体的にどの中学校で、どういった競技を予定されているのでしょうか。

5点目ですが、指導者に対する研修を行うとありますが、これはいつ、誰が、どのような研修を行うのでしょうか。

最後の6点目ですが、この様式の中の第5号、活動報告書がありますが、要領では指導者ごとに作成するようになっていますが、この様式ではクラブ活動の種目ごとに作成する書式になっているのではないかという印象を受けます。様式右半分の活動内容の内容と指導者の枠配分を見ますと指導者の欄が広く、1つのクラブ活動に複数の指導者が携わるようにも見えますが、この点どう理解したらよろしいのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 6点の質問について順次回答いたします。

まず、市長部局との連携ということでお話がありましたが、スポーツ振興課と相談をしながら進めているところです。将来的には、地域クラブということで、スポーツ振興課を

中心に進めていくところではございますけれども、まだ部活動を段階的に地域クラブへというところで今までの部活動から一歩前進という状況ですので、今の段階では指導課を事務局として実施しているところです。スポーツ振興課についても、順次地域クラブ移行をするための準備を進めているということで、連携を図ってまいります。

2つ目ですが、指導者の選考等についてでございますけれども、今回については段階的にというところで、今現在中学校で外部指導者などを中心に、足りないところは募集をかけて面接をするという形で、実際に携わっている方を中心に進めていければと考えているところではございます。子どもに関わるものでございますので、面接は確実に実施するものと考えております。

3つ目です。負担が大きい中で、謝礼が1,600円というところではございますが、これは県が示した上限の金額ということで、今回実証事業ということでございますので、やってみて課題が見えたところで、また県に報告し、そこを詰めていければと思っています。県が示した1,600円という金額を最大限出しているところです。また、事前打ち合わせについては、クラブ活動においては活動3時間に当たって準備時間等は確実にかかると考えておりますので、そこについては謝礼を出せるという回答は県からいただいております。事前準備についてももう一度県に確認しながら進めてまいります。

4番の一部の中学校、一部の競技についてですが、今のところ、まだ指導者がいるかというところで模索中ではございまして、できれば全部の中学校で1つの競技だけでもできないかということで進めているところではございますけれども、無理をして全部ができない可能性もあるということで、一部のという文言を入れさせていただいている次第でございます。

5番の研修ということで、もちろん子どもに関わるところでございますので、指導課のほうで、部活動ガイドラインに沿った内容についてお話をするような研修を実施する計画でございます。

6番の地域クラブ活動報告書についてですけれども、こちらについては、指導者1人に対して1枚を出していただくと考えております。ただし、内容的なところで重なる部分はございますので、そこについては同じ内容になるとは思ってはおります。こちらをもとに謝礼の支払いをさせていただこうと思っておりますので、1名に対して1枚と考えているところです。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 最後の様式のところなのですが、これは1人の指導者が書くものというふうに理解しているのですけれども、この様式では4回書けるような形になっていてそれぞれに指導者の欄があります。これは報告者として指導者は1人じゃないかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

- 参事兼指導課長（飯野純子） ご意見いただきましたので、状況に応じて使いやすい方向に変更も必要かと思っております。実際に使う前に、もう一度チェックしたいと思います。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） 指導者が決まって、複数になる場合もあるかと思っておりますので、状況に合わせて協議したいと思います。
- ほかにございますか。
- 山中委員。
- 委員（山中大吾） これは例えばそのクラブに生徒がすごい人数集まったとしても、指導者はそのクラブに対しては1人だけという対応になるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） どこまでの規模が対応できるかは指導者と相談をしながら、決めていく必要もあるかと思っております。部活動の枠の中で今は動いているところがございますので、その枠に収まるような形を想定しているところですが、まだ実証のところもありますので、課題があれば随時考えていきたいと思っております。
- 委員（山中大吾） ありがとうございます。
- 教育長（柿沼光夫） 小野田委員。
- 委員（小野田真弓） 指導者の募集をかける人数というのはもう決まっているのかということ、生徒は無料で参加できるのかということ、それから学校の部活動は土日はなくなるというふうに考えてよいのかということの3点について、教えてください。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 1点目については、県の補助金を活用するにあたり、現在15名の予算枠を取っているところで、実証事業としてその中でやっていくということで、学校と相談しながら進めていく予定です。
- 2点目の生徒の費用負担は、今回についてはございません。
- 3点目の土日の部活動については、両方を一緒にやるということではなくて、土日にやっていた部活動を地域クラブで行うということで、教員の負担軽減という部分も併せて考えられている検討事項でございます。まだ実証のところでは緩やかな段階的な取組ということでご理解いただければと思います。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） それでは、以上で質問を打ち切りたいと思っております。
- 以上で教育長報告を終了いたします。
- ◎その他
- 教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。
- 開催日の案につきまして、事務局よりご説明いたします。
- 教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和5年9月25日月曜日午後1時半から、会場は鷺宮総合支所4階407・408議室で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は9月25日月曜日、時間は午後1時30分から、会場は鷺宮総合支所4階407・408会議室とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後3時19分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和5年8月定例会を閉議、閉会といたします。長時間にわたりましてありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和5年9月25日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾